

雇用保険手続の際には必ずマイナンバーの届出をお願いします

平成30年5月以降、マイナンバーが必要な届出等（※）にマイナンバーの記載・添付がない場合には、返戻しますので、記載・添付の上、再提出をお願いします。

※ マイナンバーが必要な届出等は以下のとおりです。

◆マイナンバーの記載が必要な届出等

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 高年齢雇用継続給付支給申請（初回）
- ④ 育児休業給付支給申請（初回）
- ⑤ 介護休業給付支給申請

◆個人番号登録・変更届の添付が必要な届出等

（ハローワークにマイナンバーが未届の者に係る届出等である場合）

- ⑥ 雇用保険被保険者転勤届
- ⑦ 雇用継続交流採用終了届
- ⑧ 高年齢雇用継続給付支給申請（2回目以降）
- ⑨ 育児休業給付支給申請（2回目以降）

◆既にハローワークにマイナンバーを届け出ている場合について◆

・個人番号記載欄がある届出等（上記①～⑤）については、届出等の都度、マイナンバーを記載いただくこととしておりますが、当該届出等に係る従業員について、既にその他の届出等の際にマイナンバーを届け出ている場合には、各届出等の欄外等に「マイナンバー届出済」と記載いただき、マイナンバーの記載を省略することが可能です。

なお、「マイナンバー届出済」の記載がなされている場合であっても、実際には届出がなされていない場合は返戻いたしますので、マイナンバーの届出をお願いします。

・個人番号記載欄がない届出等（上記⑥～⑨）については「マイナンバー届出済」の記載は不要ですが、届出等に係る者のマイナンバーが未届の場合には返戻いたしますので、個人番号登録・変更届を添付して提出してください。

☞ 電子申請により届出等をされる場合には、各届出等の備考欄（資格喪失届は備考欄がないため、社会保険労務士欄の直下のスペース）に「マイナンバー届出済」の記載をお願いします。

◆個人番号登録・変更届により別途の登録を行う場合について◆

・個人番号記載欄がある届出等（上記①～⑤）については、届出等の都度、マイナンバーを記載いただくこととしておりますが、事業所のシステムの都合等により、これによるのが難しい場合には、当該届出等とあわせ、又は事前に個人番号登録・変更届によりマイナンバーの登録を行うことが可能です。この場合も各届出等の欄外等に「マイナンバー届出済」と記載いただくようお願いします。

・個人番号記載欄がない届出等（上記⑥～⑨）についても、届出等の機会を待たず、事前に個人番号登録・変更届によりマイナンバーの登録を行うことが可能です。この場合、届出等に「マイナンバー届出済」の記載は不要ですが、届出等に係る者のマイナンバーが未届の場合には返戻いたしますので、個人番号登録・変更届を添付して提出してください。

☞ 新規に被保険者資格を取得する者については被保険者番号が振り出されていないため、資格取得届の提出に先立って個人番号登録・変更届による届出を行うことができません。このような場合等、個人番号登録・変更届の提出が各種届出後になる事情がある場合には、ハローワークにご相談ください。

マイナンバーは雇用保険の各種申請・届出を行う際の様式において記載が必要な事項として厚生労働省令で定められたものです。記載がない場合はこれに反することになります。届出等に当たり、ご不明な点、お困りの点等ございましたら、ハローワークにご相談ください。



雇用保険手続における個人情報漏洩防止の取組にご協力をお願いいたします

雇用保険手続においては、被保険者のマイナンバー等の個人情報を取り扱いますので、個人情報漏洩リスクの高まる郵送による提出はご遠慮いただきますようお願いいたします (※)。

※ やむを得ず郵送により処理を行う場合には書留等の記録付郵便により、返信用封筒（書留等の記録付郵便によることとした場合の郵券を貼付の上、宛名を記載）を同封いただくようお願いいたします。

マイナンバーの安全な取扱いにあたっては、電子申請が便利です。雇用保険の手続にあたり、ぜひ電子申請をご活用ください。

○電子申請の総合窓口 e-Gov 電子申請システム

<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/>

○電子政府利用支援センター

【問い合わせ先】<https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html>

電子申請のメリット

- ☞ 24時間いつでも手続きが可能です
- ☞ 来所や待ち時間、費用の負担がなくなります
- ☞ 都度の郵送代も不要になります
- ☞ オンラインヘルプ機能により記入漏れ等のエラーが防止できます

雇用保険関係の手続きは 「電子申請（e-Gov）」をご利用ください

雇用保険関係の手続きを行う場合、ハローワークの窓口書類を提出する方法に加えて、インターネットによる「電子申請」があります。
24時間いつでも申請できる電子申請を、ぜひご利用ください。

電子申請のメリット

24時間365日、いつでも申請
手続きが可能です。

申請・届出の様式（用紙）を入
手する必要がなくなります。

自宅やオフィスにしながら、申
請や届出ができます。

申請書類の作成が簡単で事
務効率が向上します。

行政機関へ出向く移動時間や
コストが削減できます。

雇用保険以外の様々な行政
機関が扱う申請に対応してい
ます。

電子申請未利用の事業主の皆さまへ

雇用保険電子申請アドバイザー のご案内

ハローワーク福岡中央では、社会保険労務士資格を持った専門のアドバイザー（雇用保険電子申請アドバイザー）が電子申請に関する相談を行っています。

相談日 (9:00~17:15)	月	火	水	木	金
	○	○	○		○

※相談日については、予告なく変更することがございますので、事前にお問い合わせください。



ご利用にあたって

<e-Govについて>

e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。
厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出をオンラインで行うことができます。



e-Gov 検索

e-Govの使い方や操作方法については、電子政府利用支援センターへ
メール、電話、FAXで問い合わせることも可能です。

電子政府利用支援センター

【問い合わせ先】 メール : <https://www.egov.go.jp/contact/form/enquete.html>

電話番号 : 050-3786-2225

FAX : 050-3786-2226

e-Gov 支援 検索

e-Gov お問い合わせ 検索

<電子証明書の入手方法>

e-Govで雇用保険関係手続きの電子申請を行うには「電子署名」※1が必要となります。
このため、あらかじめ「電子証明書」※2を入手しておく必要があります。
雇用保険手続きに利用できる電子証明書を発行している「認証局」については厚生労働省
ホームページでご確認ください。

※1 「電子署名」とは書類上の押印やサインと同じ行為を電子手続き上で行うものです。

※2 「電子証明書」とはいわば印鑑証明のようなものです。

電子申請に利用可能な民間認証局

http://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/dl/ninsyoukyoku_taiouhyou.pdf

電子申請により雇用保険関係の手続きをした場合、その手続きに対して交付する書類は、
原則として**電子媒体**(PDFファイル)でお届けします。

これらは簡単にパソコンから出力することができます。詳しくはe-Govのホームページを
ご覧ください。